平成２２年（フ）第３５１号
埼玉県桶川市大字下日出谷1366番地の１　ライトビリーブ103号
債務者　岩井　　正
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９２６号
さいたま市見沼区大字南中丸1376番地１　松島コーポ205号
債務者　藤田　基晴
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９８８号
埼玉県朝霞市三原１丁目２番30―507号
債務者　大野　悦子
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９９８号
埼玉県川口市北園町34番14号　メゾン北園302号、旧住所埼玉県所沢市大字久米359番地の34
債務者　萩原佳余子（旧姓浅見）
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
千葉県山武郡大網白里町下ケ傍示542番地13
債務者　武内　直美
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６６号
静岡県裾野市深良2351番地の４
債務者　松井佐由利
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
北海道苫小牧市拓勇東町８丁目４番地の12　ハイツディープインパクト202号
債務者　福留まゆみ（旧姓相馬）
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３２０号
愛知県稲沢市日下部松野町３丁目156番地
債務者　乾　千賀子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１４３７号
横浜市金沢区並木１丁目23番２―202号
債務者　津田　陽子（旧姓古川）
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７４０号
横浜市戸塚区下倉田町1221番地４
債務者　堀井　克敏
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７４９号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目40番３―205号
債務者　引地　安子
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７５３号
横浜市磯子区森６丁目８番７号
債務者　手塚由貴子（旧姓永野）
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７６４号
横浜市神奈川区白幡西町32番13号
債務者　葉田知恵美
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９６号
横浜市港南区大久保３丁目６番９号　サツキ台ハイツ202
債務者　古明地英幸
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８０２号
横浜市保土ケ谷区上菅田町951番地　笹山団地47棟106号、前住所横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅12街区４棟206号
債務者　佐野　文男
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８１５号
横浜市戸塚区平戸町1137番地30
債務者　磯田　麻里
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部